

精神疾患で継続して通院される方の医療費負担を軽減する制度

# 自立支援医療(精神通院医療)を

## ご存知ですか？



医療費の自己負担割合が**1割**まで軽減されます。

世帯(住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族)の世帯状況や症状によっては、さらに軽減されます。(1か月あたりの上限額を設定)

### 対象となる方

何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある方が対象です。

対象となる精神疾患は、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障害
- ・てんかん
- ・ストレス関連障害
- ・アルコール関連障害
- ・発達障害
- ・認知症等の脳機能障害

症状がほとんど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するために、なお通院治療を続ける必要がある場合には対象となります。

### 軽減の対象となる医療は？

精神疾患・精神障がいや、精神障がいのために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療が対象です。

外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等が含まれます。

精神障がいのために生じた病態とは、精神障がいの症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態のことです。

### どの医療機関で

#### 利用できるの？

この制度が利用できるのは「指定自立支援医療機関」(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)に限られます。

指定医療機関であるかどうかは、直接医療機関へお問い合わせください。

秋田県のホームページにも一覧表を掲載していますのでご覧ください。

### どうすれば制度が

#### 利用できるの？

窓口で申請して、「自立支援受給者証」を取得してください。

申請が認められますと「自立支援医療受給者証」が交付されますので医療機関へ受診の際に提示してください。

申請手続きの方法や必要書類等については、裏面をご覧ください。

### 注意 ～次のような医療は対象になりません～

- × 受給者証に記載された指定医療機関以外での医療
- × 入院
- × 精神疾患・精神障がいと関係ない疾患
- × 公的医療保険の対象とならない治療、投薬など



裏面もご覧ください。

## 1 相談窓口について

現在通院されています医療機関へご相談ください。制度の詳しいことは、  
県仙北地域振興局福祉環境部企画福祉課又は社会福祉課へお問い合わせください。

## 2 申請窓口・審査について

申請窓口は、社会福祉課又は各支所市民サービス課となります。

審査は県が行い、認定された場合は「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されます。

## 3 必要書類について

### ◆自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

社会福祉課又は各支所市民サービス課にあります。

### ◆自立支援医療診断書(精神通院)

秋田県指定の診断書で、社会福祉課又は各支所市民サービス課にあります。

精神医療を行う主治医に書いてもらいます。

### ◆健康保険証の写し

世帯で同じ健康保険に加入している全員の被保険証等の写し

### ◆マイナンバーの番号がわかるもの

### ◆障害年金の額がわかる書類(年金振込通知、額改定通知等)

### ◆世帯の課税状況が確認できる書類(転入者のみ)

市町村民税課税証明書



## 4 1か月あたりの自己負担上限額について

利用者本人の収入や世帯の所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額が設定されています。

| 世帯の所得区分 |                                   | 1か月あたりの自己負担上限額  | 高額治療継続者(重度かつ継続)                    |
|---------|-----------------------------------|-----------------|------------------------------------|
| 生活保護    | 生活保護世帯                            | 0円              |                                    |
| 低所得1    | 市町村民税非課税世帯、かつ本人収入が80万円以下の方        | 2,500円          |                                    |
| 低所得2    | 市町村民税非課税世帯、かつ本人収入が80万円を超える方       | 5,000円          |                                    |
| 中間所得層1  | 市町村民税(所得割)額が合計3万3千円未満の世帯          | 医療保険の自己負担限度額が上限 | 5,000円                             |
| 中間所得層2  | 市町村民税(所得割)額が合計3万3千円以上2万3千5百円未満の世帯 | 医療保険の自己負担限度額が上限 | 10,000円                            |
| 一定所得以上  | 市町村民税(所得割)額が合計2万3千5百円以上の世帯        | 上限額の設定はありません    | ※20,000円<br>令和6年3月31日までの経過的特例措置です。 |

### ・お問い合わせ先

秋田県仙北地域振興局福祉環境部企画福祉課 0187-63-3403

大仙市健康福祉部社会福祉課 0187-63-1111

現在治療を受けている指定医療機関



令和3年4月1日作成